

2022年2月15日

新潟労働局長
岩瀬 信也 殿

新潟県新潟市中央区新光町 6-2
日本労働組合総連合会
新潟県連合会
会長 牧野 茂夫

新潟県新潟市中央区新光町 6-2
自動車総連新潟地方協議会
議長 田辺 綱男

特定最低賃金の改正に関する意向表明

最低賃金法第 15 条第 1 項の規定により、新潟県自動車（新車）、自動車部分品・付属品小売業最低賃金の改正の意向に合意し、下記のとおり表明する。

記

1. 申出者

新潟県の区域内で自動車（新車）、自動車部分品・付属品小売業、これらの産業において管理、補助的経済活動を行う事業所又は純粹持株会社（管理する全子会社を通じての主要な経済活動が自動車（新車）小売業又は自動車部分品・付属品小売業に分類されるものに限る。）を営む使用者に使用される労働者。

2. 当該特定最低賃金の件名

新潟県自動車（新車）、自動車部分品・付属品小売業最低賃金。

3. 申出の理由

当該産業における事業の公正競争を確保する。

4. 改正の申出の時期

概ね 6 月下旬を目途とする。

以上

